



最高裁秘書第304号

平成29年1月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年3月15日付け（同月16日受付，最高裁秘書第945号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官の人事評価に関する規則5条に基づく不服申立ての件数が，評価権者ごと及び年度ごとに分かる文書（平成16年度から平成26年度までの分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。

（担当） 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）